

別紙(機能証明書)

事項名	事業内容	補助対象経費の内容	補助金の限度額	必要書類(機能証明書)
クリーンエネルギー化	公衆浴場の使用燃料を重油、廃油、雑燃及びこれらの併用から都市ガス及びまたは太陽光発電若しくはヒートポンプに交換	都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプへの転換に伴う設備費及び工事費（必要と認められる付帯工事費を含む。）	太陽温水器 300万 燃焼装置 50万	導入する器具及び設備の概要が分かるもの 太陽電池モジュール及び付属機器の形状・規格内容が分かるパンフレット等 太陽電池モジュールが認証機器であると分かるもの（認証機関が作成した認証機器一覧等） 高効率空調機設置の場合、仕様のほか、既存機器と比較して省エネ効果の概算が確認できるもの。 取付た照明器具が確認できるもの。
コージェネレーション設備設置	公衆浴場の業に供するコージェネレーション設備	コージェネレーション設備費及び工事費	排湯温水器 40万	
太陽光発電システム設置	公衆浴場の業に供する太陽光発電システムを設置（太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けたもの又は既設の太陽光発電システムの補修若しくは更新。 ただし、自宅等は含まず、公衆浴場部分単独で電力会社と契約を行っている場合に限る。	太陽光発電システム費（太陽電池モジュール、付属機器（※1）及び設置工事に係る費用（※2、3）	太陽温水器 300万	
LED照明器具設置	公衆浴場の照明器具をLED照明器具（管球のみの場合は不可）に交換 ただし、少なくとも脱衣場及び浴室は交換対象とすること。	LED照明器具費及び工事費	LED照明器具 150万	
既設ガス燃料設備更新	燃料のクリーンエネルギー化を実施した浴場が行う燃料設備の更新	既設ガス燃料設備の更新費用	燃焼装置 50万	
高効率空調機設置	公衆浴場の空調機を高効率空調機（エネルギー消費効率が、購入年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく平成21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準（トップランナー制度）又は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する期補運方針」で示す基準値以上であること。	高効率空調機費及び工事費	空調設備工事 100万円	

※1 太陽光発電システム設置と併せて導入する蓄電池等を含む。

※2 既設の太陽光発電システムの更新に伴う機器撤去等を含む。

※3 太陽光発電システムせっちに必要な屋根の補強、補修等を含む。